

岐阜産業保健総合支援センター

支援業務内容

1 産業保健スタッフへの専門的・実務的研修

産業医、産業保健師、衛生管理者をはじめ、事業主、労務・安全衛生担当者を対象とした基礎から実践まで幅広い研修を実施します。

2 メンタルヘルス対策支援

事業場を訪問し、(ストレスチェック制度を含む)メンタルヘルス対策導入等の支援や、メンタルヘルス教育を実施します。

3 治療と仕事の両立支援

労働者(患者)を対象にした治療と仕事の両立支援を実施します。事業場を訪問し、制度導入に対する支援(管理監督者や労働者向け両立支援教育等)を実施します。

4 専門的な相談対応等

産業保健スタッフ等からの相談(産業保健や作業環境管理等)に対して、産業保健相談員等の専門スタッフが対応します。

5 産業保健に関する情報提供等

ホームページ、メールマガジン、情報誌の発行等により情報提供を行います。



独立行政法人労働者健康安全機構

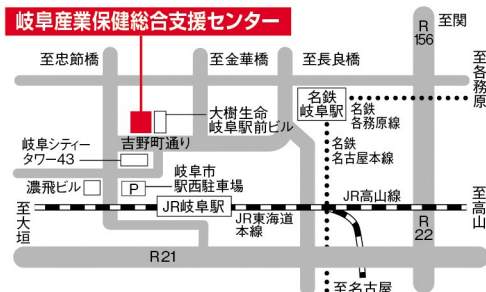
岐阜産業保健総合支援センター

〒500-8844 岐阜市吉野町6-16 大同生命・廣瀬ビル

TEL 058(263)2311 FAX 058(263)2366



URL <https://www.gifus.johas.go.jp> ホームページからのご利用が便利です



岐阜産業保健総合支援センター 支援利用申込書

事業場において「メンタルヘルス対策」や「治療と仕事の両立支援対策」を進めるうえでの様々な疑問・悩みの解消に向け、当センターのメンタルヘルス対策・両立支援促進員が訪問し、お手伝いします。相談・支援は無料です。お気軽にお問い合わせください。

利用申込者の区分 (注1.2) 該当するものに○を付けてください	事業者	個人事業者等	個人事業者等への注文者等	労働者				
事業場名 (注3)				労働者数 (注4)	男 名 女 名	計	名	
代表者	職名			氏名				
所在地	〒							
	TEL			FAX				
企業全体の情報 (注5.6)	企業名 ()、労働者数 (人) 産業医数 (人) うち、総括産業医 (有 ・ 無)							
業種 該当するものに○を付けてください	製造業	建設業	運送業	電機・ガス水道業	情報通信	卸・小売	金融・保険	不動産業
	飲食店・宿泊業	医療・福祉	教育・学習支援業	サービス業 (その他)	その他 ()			
担当者 (注7)	職名				氏名			
	TEL				E-mail			
訪問希望日 実施日は、産業医の都合等で変更 させていただく場合があります	第1希望	年 月 日 ()			第2希望	年 月 日 ()		
		午前	時頃	午後		時頃	午前	時頃
支援を希望する事項	メンタルヘルス対策	1 教育研修の実施 (管理者・若年者)			2 事業場での取り組み方 (「心の健康づくり計画」の策定等)			
		3 ストレスチェック制度の導入・結果の活用等			4 個別健康相談 (長時間労働・メンタルヘルス不調等)			
		5 その他 ()						
	治療と仕事の両立支援対策	1 教育研修の実施 (意識啓発)			2 両立支援の進め方 (事業場体制の整備等)			
3 個別相談			4 その他 ()					
センターをお知りになったきっかけ	1 ホームページ		2 新聞・テレビ報道		3 各団体の会合・説明会等			
	4 メールマガジン		5 労働基準監督署からの紹介		6 その他			

お申し込みはホームページ又はFAXをご利用ください FAX 058(263)2366

- *本用紙に記載された個人情報は、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。
- (注1) 個人事業者等とは、一人親方や中小企業の事業主などで労災保険に特別加入している方です。
- (注2) 個人事業者等への注文者等とは、一人親方などに仕事を注文する方です。
- (注3) 事業場名は、利用申込者の区分が事業者の場合は支店、営業所又は工場等の当該事業場名を、個人事業者等の場合は個人事業者等の名称を、個人事業者等への注文者等の場合は注文者等の名称を記入してください。
- (注4) 労働者数は、利用申込者の区分が事業者の場合は事業場の労働者数を、個人事業者等の場合は個人事業者等の労働者数を、個人事業者等への注文者等の場合は注文者等の労働者数を記入してください。
- (注5) 利用申込者の区分が事業者で、申込事業場が企業の支店、営業所、工場の場合、当該企業全体の情報を記入してください。
- (注6) 本事業は企業規模で常時労働者数50人未満の小規模事業場を優先的に対応いたします。総括産業医が居る企業の小規模事業場は支援対象外といたします。「総括産業医」とは、企業における名称の如何に関わらず、企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医のことを指します。
- (注7) 担当者は、利用申込者の区分が労働者の場合は、労働者本人の職・氏名等を記入してください。

地域産業保健センターもご利用ください

労働者数**50人未満**の小規模事業場の**事業者**や**労働者**の方には、以下の**支援**も行います。

- 健康診断の結果について
医師からの意見聴取
- 長時間労働者や
高ストレス者に対する
面接指導
- 労働者の「こころ」と「からだ」の
健康管理に関わる相談
- 専門スタッフによる
個別訪問指導

ご利用については、ホームページ等からの事前の申し込みが必要です。利用回数には制限があります。

岐阜県内の地域産業保健センター

ご利用は**無料**です

岐阜地域産業保健センター 〒500-8881 岐阜市青柳町5-4
(TEL 058-255-0373 FAX 058-255-1555)

中濃地域産業保健センター 〒501-3874 関市平和通6-11-1
(TEL 0575-24-8219 FAX 0575-24-8210)

西濃地域産業保健センター 〒503-0856 大垣市新田町1-8
(TEL 0584-88-1588 FAX 0584-89-8718)

恵那地域産業保健センター 〒509-9132 中津川市茄子川1683-180
(TEL 0573-68-8153 FAX 0573-68-8152)

飛騨地域産業保健センター 〒506-0025 高山市天満町4-70
(TEL 0577-35-3218 FAX 0577-35-3269)

郡上地域産業保健センター 〒501-4221 郡上市八幡町小野3-2-13
(TEL 0575-65-5908 FAX 0575-65-5824)

東濃地域産業保健センター 〒509-5127 土岐市土岐ヶ丘2-12-1
(TEL・FAX 0572-56-1200)